

国保からのお知らせ



高額療養費の支給方法が変わります

平成19年4月から入院時の高額な医療費の窓口負担が軽くなります

入院した時の医療機関への支払い額が、「保険証」と「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、入院前に限度額適用認定証交付申請手続きを国保窓口にて行ってください。また限度額適用認定証の交付を受けるには、申請時に国保税の滞納がない世帯主であることが必要です。

滞納のある世帯主は、従来どおりの支給方法となります。

出産育児一時金の支給方法が変わります

平成19年4月から医療機関での出産費用の負担が軽くなります

出産費用に係る医療機関の窓口での負担を軽減するため、出産前の事前申請により、出産育児一時金（35万円）を国保から直接医療機関へ支払うことができるようになります。事前申請は、出産予定日の一ヶ月前からの受付となりますので、出産育児一時金請求書（事前申請用）の申請を国保窓口にて行ってください。出産予定医療機関の同意書と、申請時に国保税の滞納がない世帯主であることが必要です。滞納のある世帯主は、従来どおりの支給方法となります。

4月は保険証の更新時期です

平成19年度被保険者証は、3月末に加入者のお手元に届くよう普通郵便で発送します。

保険証交付時期にご自宅を留守にされる等の理由で、市役所の窓口にて交付を希望される方は、次により申し出て下さい。

- 1 申込期限 3月20日（火） 厳守
- 2 申込み先 市民課国保年金グループ又は各庁舎市民窓口室
- 3 保険証交付期間
 - 3月27日（火）～3月30日（金）
 - 午前8時30分～午後5時15分
- 4 交付場所 申し込み時に指定された行方市役所各庁舎
- 5 持参するもの 印鑑・身分証明書（運転免許証等）受領者は世帯主となりますので、世帯主以外の方が来庁される場合は委任状が必要です。
- 6 その他 世帯単位での交付となります。

問合せ

市民課（玉造庁舎）国保年金グループ
02991551011

保険証は大切に！

保険証は国保の被保険者であることの証明書であり、病気やけがなどでお医者さんにかかる時に必要な受診券です。取扱に気をつけ、大切に保管しましょう。



- 記載内容を確認しましょう。勝手に書きかえたりすると無効になります。
- 受診のときは必ず病院などの窓口。
- 必ず手元に保管しましょう。
- 保険証は再交付されます。紛失したり破れたり、更新があったときはすみやかに届け出ましょう。
- 他人に貸したり借りたりしてはいけません。法律により罰せられます。
- 資格がなくなったら返しましょう。職場の健康保険に加入したり、他の市区町村へ転出する場合は、忘れずに返却を。